

## 1 2 住民参加による地域運営

## 12 住民参加による地域運営

事業名	地域塾への活動支援助成事業(かごしま地域塾推進事業)(H19～)		
事業内容	各地の地域塾への支援や活動の活性化のために、文化活動、野外活動、伝統芸能の伝承活動等を行っている地域塾への活動支援助成を行う。 (1)対象事業 地域塾への活動支援助成事業 (2)助成内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費:賃金、謝金、旅費、保険料、需用費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、使用料及び借料</li> <li>・ 補助率:補助対象経費の1/2以内</li> <li>・ 限度額:10万円を上限</li> <li>・ 事業期間:1年間</li> </ul>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本となる地域塾の活動要件(次代へ引き継ぐ理念・精神等の設定、異年齢による精神鍛錬の場の設定、年間を通じた学習活動の場の設定)を備えているものであるか。</li> <li>・ 地域に根ざした特色ある活動を展開しているものであるか。</li> <li>・ 将来的に、自立・発展が可能な活動を行っているものであるか。</li> </ul>		
助成対象	市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間事業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、協議会、実行委員会など		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局青少年男女共同参画課青少年企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2554
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/ikusei/27ri-da-zvuku.html">https://www.pref.kagoshima.jp/ab14/kenko-fukushi/kodomo/ikusei/27ri-da-zvuku.html</a>

事業名	放課後子ども教室運営費助成事業(かごしま地域塾推進事業)(H17～)		
事業内容	安心・安全な子どもの活動拠点をつくるために、体験活動や交流活動等を実施している教室への運営費助成を行う。 (1)対象事業 放課後子ども教室運営費助成事業 (2)助成内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費:放課後子ども教室の実施及び事業の運営等を検討する「運営委員会」の設置・運営に要する経費</li> <li>・ 補助率:補助対象経費の2/3以内</li> <li>・ 限度額:放課後子ども教室は1教室当たり20万円を、運営委員会は5万円を上限とする。</li> <li>・ 事業期間:1年間</li> </ul>		
助成等の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施市町村において、コミュニティ・スクールを導入していること、または、導入に向けた具体的な計画があること。(①すでに導入している。②まだ導入していないが導入計画を有している。③事業を実施する該当年度に導入計画を策定する。のいずれかに該当すること。)</li> <li>・ 地域学校協働活動推進員等を配置すること。</li> </ul>		
助成対象	市町村		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	文部科学省
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	子ども政策局子ども福祉課子ども支援係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2809
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	

事業名	地域課題の解決に向けた協働推進事業(R6～)		
事業内容	<p>地域課題の解決に向けて、NPO等から企画提案のあった事業を県がNPO等と協働して取り組むことにより、地域に根ざした共生・協働の取組を推進する。</p> <p>1 事業内容 県が提示した地域課題の解決に向けた取組テーマについて、NPO等から企画提案のあった事業を、県とNPO等が協働で実施する。</p> <p>2 実施方法 県とNPO等の業務委託契約</p>		
助成等の要件	<p>1 実施団体 地域コミュニティ組織、NPO法人、ボランティア団体、その他非営利活動団体、企業、大学等</p> <p>2 対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取組テーマの背景等を踏まえて、地域課題解決に向けて取り組む先進的、先駆的事业</li> <li>地域コミュニティの再生・創出に資する事業</li> <li>実施団体の特性を發揮できる事業</li> <li>営利を目的とせず、事業成果の営利活動への活用を目的としない事業</li> <li>取組が継続される事業</li> </ul>		
助成対象	集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他任意団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課協働企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/chiikikasseika/chiikikadai_suishinigyou/index.html">http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/chiikikasseika/chiikikadai_suishinigyou/index.html</a>

事業名	地域貢献活動応援プロジェクト(R5～)		
事業内容	ふるさと納税(かごしま応援寄附金)を活用した寄附を通じて、地域課題の解決に向けた活動を行う地域コミュニティ組織やNPO法人等の団体に対し助成を行う。		
助成等の要件	<p>あらかじめ県に当事業の活用を登録した団体</p> <p>1 団体要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>定款や規則等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること</li> <li>主たる事務所の所在地が県内にあり、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること</li> <li>実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること</li> <li>NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁に提出していること など</li> </ol> <p>2 活動要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>公益性の高い活動を行っていること</li> <li>活動を行う主たる区域が県内であること</li> <li>継続的な活動が十分見込まれること</li> <li>法令違反・公序良俗に反する活動を行っていないこと など</li> </ol>		
助成対象	集落・自治会・町村会など、公益法人、NPO・ボランティア団体など、協議会、実行委員会など、その他任意団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課協働企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-221-2241(くらし共生協働課)
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ab12/project.html">http://www.pref.kagoshima.jp/ab12/project.html</a>

事業名	持続可能な地域コミュニティ構築支援事業(R4～)		
事業内容	<p>「共生・協働の地域社会づくり」に向け、地域の多様な主体が連携・協力して地域に必要なサービスを提供するための地域コミュニティの再生・創出の取組を促進する。</p> <p>1 事業内容</p> <p>① 市町村のコミュニティ・プラットフォームの構築を支援するためのアドバイザー派遣</p> <p>② コミュニティ・プラットフォームの構築等に向けた機運醸成のためのワークショップ等の開催</p> <p>③ コミュニティ・プラットフォームを形成した地域等における地域課題の解決等の取組を推進する市町村への助成(補助率:県1/2以内)</p> <p>④ コミュニティ・プラットフォーム形成地域における地域課題解決に向けたモデル的な取組の創出</p> <p>2 実施方法</p> <p>県と市町村が地域コミュニティ施策に係る課題を共有し、課題に応じて、円滑かつ的確な助言を行うアドバイザーの派遣や、ワークショップ等の開催、コミプラ地域の取組を推進する市町村への助成、課題解決に向けたモデル的な取組を実施。</p>		
助成等の要件			
助成対象	市町村, 自治会・町村会など, 協議会, 実行委員会など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課地域協働係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2247
助成等の形態	補助金・交付金等の交付, 情報提供, 人的支援(人材派遣など)	関連HP	<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/compf/index.html">http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/compf/index.html</a>

事業名	地域づくり人財育成事業(R5～)		
事業内容	<p>実践現場への参画などを通じて、地域づくりの企画力や活動のスキルを習得する実践的な講座を開催し、多様な主体との協働による地域課題の解決等に向けた取組に必要な人材を育成する。</p> <p>1 事業内容</p> <p>地域づくりについて学び、実践するための講座の開催(全12回程度) (NPO等から事業の企画提案を募集し、県とNPO等が協働で実施(業務委託契約))</p> <p>2 受講対象者</p> <p>県内に居住し、地域づくりに携わっている方、地域づくりに意欲や関心のある方</p>		
助成等の要件			
助成対象	その他個人, 団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課地域協働係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2247
助成等の形態	その他	関連HP	<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/souseijuku/index.html">http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/souseijuku/index.html</a>

事業名	鹿児島県コミュニティづくり推進協議会事業(H21～)		
事業内容	<p>市町村、協力団体、関係機関等で構成する鹿児島県コミュニティづくり推進協議会において、各構成団体の連携・協力を得て、共生・協働の地域社会づくりを推進するための事業を実施する。</p> <p>1 広報・啓発活動  (1) 研修会及び推進大会の開催 (2) 地域貢献活動パネル展の実施  (3) 研修会等の開催に必要な備品の貸出 (4) 協力団体への講師派遣  (5) 関連情報の収集・提供</p> <p>2 共生・協働型地域コミュニティづくり推進団体の顕彰  県出先機関、市町村及び市町村教育委員会から推薦のあった団体の中から表彰</p> <p>3 生活学校と生活会議の活動支援</p>		
助成等の要件	<p>【表彰制度】  共生・協働の地域社会づくりに積極的に取り組み、成果を上げている団体で、以下の資格基準を満たすもの。</p> <p>1 団体の組織体制が整備され、適切な運営が行われていること。  2 事業計画に基づき、計画的な運営が行われていること。  3 地域住民の理解・支持を得て、地域に貢献していること。  4 行政、地域コミュニティ組織、NPO、ボランティア団体、学校、企業等の多様な主体と協働した活動が、2年以上継続して行われていること。  5 他の地域や団体の参考となるモデル的・先駆的な活動であること。  6 今後の活動の継続性と発展性が期待できること。</p>		
助成対象	県、市町村、集落・自治会・町村会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協、商工会議所等)、協議会、実行委員会など、その他団体など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	男女共同参画局くらし共生協働課協働企画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-2241
助成等の形態	補助金・交付金等の交付、情報提供、人的支援(人材派遣など)、表彰制度	関連HP	<a href="https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/kenkomi/index.html">https://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/kyodo/kanren/kenkomi/index.html</a>

事業名		地域連携アドバイザー活用・地域力UP事業(R6～)	
事業内容	<p>多様な主体が連携して地域課題を解決し、持続可能な地域づくりの取組を促進するため、地域連携アドバイザーの知見等を活かしたシンポジウムの開催や助言・伴走支援を実施する。</p> <p>1 シンポジウムの開催 地域連携アドバイザーによるトークセッションやテーマ別交流会を実施する。</p> <p>2 地域連携アドバイザー派遣 持続可能な地域づくりに向けて活動している団体等からの依頼に対し、各団体の課題に対応した地域連携アドバイザーを派遣し、助言・支援を実施する。</p> <p>3 SNSを活用した情報発信 SNSを活用した情報発信を行う。</p>		
助成等の要件	<p>【地域連携アドバイザー派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題解決のため、持続可能な取組を行っている又は取組に向けてチャレンジしようとしていること</li> <li>・県内に事務を行う場所を有するなど、県内に活動地域があること</li> <li>・他の行政によるアドバイザー派遣制度の利用がないこと</li> </ul>		
助成対象	市町村、集落・自治会・町内会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協・商工会議所など)、協議会・実行委員会など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	かごしま県民交流センター協働活動促進課(共生・協働センター)
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-221-6605
助成等の形態	情報提供、人的支援(人材派遣など)	関連HP	<a href="https://www3.kagoshima-pac.jp/effort/pref/">https://www3.kagoshima-pac.jp/effort/pref/</a>

事業名		つなぐ・つながる協働促進マッチング事業(R5～)	
事業内容	<p>多様な主体の協働による社会貢献活動の取組を活性化するため、地域コミュニティやNPO、企業などのマッチングの場を提供し、協働事業を促進するとともに、その成果を発表する機会を設け、関係人口の創出を図る。</p> <p>1 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マッチングイベントの開催</li> <li>・ マッチングを希望する地域コミュニティ等と企業等への協働の取組に向けた支援</li> <li>・ 成果報告会の開催</li> </ul> <p>2 参加対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域課題の解決に向けて、外部からの協力を得たい地域コミュニティやNPO等</li> <li>②地域課題の解決のノウハウやスキル、人材等を提供できる企業、大学等</li> </ul>		
助成等の要件			
助成対象	市町村、集落・自治会・町内会など、第三セクター、民間企業、公益法人、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協・商工会議所など)、協議会・実行委員会など		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連	○		
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	かごしま県民交流センター協働活動促進課(共生・協働センター)
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-221-6605
助成等の形態	情報提供、その他	関連HP	<a href="https://www3.kagoshima-pac.jp/effort/pref/">https://www3.kagoshima-pac.jp/effort/pref/</a>

事業名	過疎地域持続的発展優良事例表彰(H2～)		
事業内容	<p>地域の持続的発展と風格の醸成を目指し、過疎地域において、課題の解決に取り組み、創意工夫が図られている優良事例について表彰を行い、過疎地域の持続的発展に資する。</p> <p>1 手続等 県が優良団体等を推薦し、国において表彰委員会で選定して決定。</p> <p>2 表彰 優良事例については、総務大臣が表彰状を授与。</p>		
助成等の要件	<p>【審査基準】</p> <p>1 地域の持続的発展と風格の醸成を目指した過疎地域の活性化について、優れた成果を上げ、過疎対策の先進的、モデル的事例としてふさわしいこと</p> <p>2 自主的、主体的な取り組みにより実施されていること</p> <p>3 地域の特性を活かした創意工夫がなされ、地域の個性を確立し、その魅力を一層高めるものであること</p> <p>4 過疎地域市町村等を選定対象とする場合にあっては、住民の意向が反映されるとともに、住民の積極的参加が確保されたものであること、また、過疎地域内の個人又は団体を選定対象とする場合にあっては、市町村との連携のもとに実施されているものであること</p> <p>5 相当期間活動が継続し、その効果や実績が既に定着していると考えられるもの、又は活動が新鮮で先駆的であり、将来的な効果、実績が一層期待されるものであること</p>		
助成対象	<p>1 過疎地域市町村又は構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合、広域連合、協議会等</p> <p>2 過疎地域内の個人又は団体</p>		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	総務省地域力創造グループ過疎対策室
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	総合政策部地域政策課地域振興係
対象地域	過疎地域	連絡先	099-286-2428
助成等の形態	表彰制度	関連HP	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain7.htm">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain7.htm</a>

事業名	ふるさとの道サポート推進事業(H18～)		
事業内容	<p>地域住民や企業等が行う県管理道路の清掃・美化などボランティア活動について、市町村と連携しながら支援することによって、ボランティア活動の普及啓発を図るとともに、道路を核とした地域環境の保全向上や共生協働による活力ある地域社会づくりに資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動団体の認証(認定書を発行する)</li> <li>・団体名等を示したサインボード設置</li> <li>・美化活動経費(混合油, ゴミ袋, 軍手, 水分補給用経費(飲料品代)等), 重機・運搬車両のリース料, 収集した草木等の処分手数料)の補助</li> <li>・傷害保険料の助成</li> <li>・県ホームページ上での活動団体の紹介等</li> <li>・知事表彰</li> </ul> <p>※ 知事表彰については、認定団体のみでなく、県内で道路愛護活動をしている団体及び個人も対象としている。</p>		
助成等の要件	<p>県管理道路の一定区間(100m以上)において、軽易なゴミ拾いや部分的な花壇等の草取りなどの日常的な管理を行い、年1回以上、活動区間全域の定期的な草刈りや花壇・植栽帯の手入れ等の清掃・美化活動を行う団体や個人(植栽帯の管理においては延長の制限なし)</p>		
助成対象	<p>集落・自治会・町村会など、民間事業、NPO・ボランティア団体など、地域産業団体(農協, 商工会議所等), 協議会, 実行委員会など, その他個人, 団体など</p>		
その他補足			
集落対策関連	○	所管団体	鹿児島県
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策	県の担当部署	土木部道路維持課管理係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3566
助成等の形態	補助金・交付金等の交付, その他	関連HP	<a href="http://www.pref.kagoshima.jp/ah06/infra/kotu/izikanri/furusato.html">http://www.pref.kagoshima.jp/ah06/infra/kotu/izikanri/furusato.html</a>



事業名	官民連携まちなか再生推進事業(R2～)		
事業内容	<p>●趣旨 官民の幅広い関係者が参画する官民連携のプラットフォームを構築し、当該プラットフォームが策定する未来ビジョンを共有・更新しながら官民の合意形成等を図るとともに、自立・自走型システムを構築に資する取組として、多様な人材を惹きつけるコンテンツ発掘のための社会実験、交流施設整備などを支援することで、官民の多様な人材が連携し、持続可能なまちづくりにつなげ、一層の都市再生を推進することを目的とする。</p> <p>●補助対象 (1)エリアプラットフォーム活動支援事業 ・官民の多様な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や、エリアプラットフォームにおけるエリアの将来像を示した未来ビジョン等の策定、未来ビジョンに定めた将来像の実現にむけた各種取組など7つの事業で構築されている。 (2)普及啓発事業 ・民間まちづくり活動における先進団体が持つ、継続的なまちづくり活動のノウハウなどをまちづくり活動に取り組んでいる又は取り組もうとしている者に普及啓発を行う事業。</p> <p>●補助金の額 (1)エリアプラットフォーム活動支援事業 ①エリアプラットフォームの構築：定額 ②未来ビジョン等の策定：定額(新規策定)、1/2(改定) ③シティプロモーション・情報発信：1/2 ④社会実験・データ活用：1/2 ⑤地域交流創造施設整備：1/3 ⑥国際交流創造施設整備：1/3 ⑦国際競争力強化拠点形成：1/2 ⑧地方都市イノベーション拠点形成：定額、1/2 (2)普及啓発事業：定額</p>		
助成等の要件	<p>1 対象地域 (1)エリアプラットフォーム活動支援事業 ①エリアプラットフォームの構築、②未来ビジョン等の策定、③シティプロモーション・情報発信 ④社会実験・データ活用：全国 ⑤地域交流創造施設整備：滞在快適性等向上区域等 ⑥国際交流創造施設整備：特定都市再生緊急整備地域等 ⑦国際競争力強化拠点形成：国際競争力強化拠点形成計画内 ⑧地方都市イノベーション拠点形成：全国 (2)普及啓発事業：全国</p>		
助成対象	<p>(1)エリアプラットフォーム活動支援事業 ・エリアプラットフォーム ※①エリアプラットフォームの構築については、準備段階についてのみ市町村も対象 (2)普及啓発事業 ・都市再生推進法人、民間事業者、NPO法人その他これらに類するもの</p>		
その他補足			
集落対策関連		所管団体	国土交通省都市局まちづくり推進課、公園緑地・景観課
買物弱者支援関連			
対象事業	ソフト対策、ハード対策	県の担当部署	土木部都市計画課計画係
対象地域	特に地域制限なし	連絡先	099-286-3678
助成等の形態	補助金・交付金等の交付	関連HP	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html</a>